

指定管理者の指定について

真名瀬漁港甲種漁港施設の指定管理者を次により指定するものとする。

- 1 施設の名称 真名瀬漁港甲種漁港施設
- 2 指定管理者
 - (1) 名 称 湘南漁業協同組合葉山支所
 - (2) 主たる事務所の所在地 三浦郡葉山町堀内 50 番地 20
- 3 指 定 期 間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

令和 8 年 2 月 9 日提出

葉山町長 山梨 崇仁

提案理由

真名瀬漁港甲種漁港施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案するものです。

真名瀬漁港甲種漁港施設の指定管理者の候補の選定について

1 施設名称

真名瀬漁港甲種漁港施設

2 指定管理者として選定する者

(1) 名称

湘南漁業協同組合葉山支所

(2) 主たる事務所の所在地

三浦郡葉山町堀内 50 番地 20

3 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日（5 年間）

4 審査

令和 7 年 8 月 27 日に現指定管理者である湘南漁業協同組合葉山支所に令和 8 年度以降の指定管理業務の意向を確認したところ、継続の意思があったことから、葉山町真名瀬漁港管理条例第 20 条の規定に基づく申請書等の提出を求め、令和 7 年 10 月 8 日に申請書等を受理しました。

同条例第 21 条第 2 項の規定に基づき、令和 7 年 10 月 8 日に産業振興課内にて申請書等の審査を行いました。

5 選定理由

真名瀬漁港甲種漁港施設を日常的に使用している者は、漁業活動及び釣船を行っている湘南漁業協同組合葉山支所の組合員のみであり、近隣に居住している組合員が多数いることから、緊急時に迅速な対応が可能です。また、現在まで湘南漁業協同組合葉山支所が、指定管理者として当該漁港施設を適正に管理していることから、秩序が保たれているため、漁港内におけるトラブルが無く、イベント等の開催時も臨機応変に対応できているなど、指定管理者としての能力を十分有しています。

事業計画からも適正な管理運営ができるものと認められ、町への貢献が期待できることから、湘南漁業協同組合葉山支所を指定管理者候補として選定しました。

「湘南漁業協同組合葉山支所」の概要

1 法人の名称

湘南漁業協同組合葉山支所

2 合併した組合

横須賀市大楠漁業協同組合・鎌倉漁業協同組合・藤沢市漁業協同組合
葉山町漁業協同組合・小坪漁業協同組合

3 主たる事務所の所在地

三浦郡葉山町堀内 50 番地 20

4 法人の設立年月日

令和 6 年 1 月 4 日

5 役職員数

運営委員長 1 名、運営委員 4 名、監事 2 名

6 法人の目的

湘南漁業協同組合葉山支所は、組合員が協同して経済活動を行い、漁業の生産効率を上げ、もって組合員の経済性、社会的地位を高めることを目的としています。

7 事業概要

(1) 製氷販売事業

砕氷、角氷の販売を実施しています。

(2) 利用事業

漁具倉庫、冷蔵庫、会議室等の貸し出しを行っています。

(3) 指導事業

ア アワビ、サザエの稚貝やヒラメ、マダイの稚魚を放流する魚介類種苗放流事業を実施しています。

イ 漁場環境保全のため、ウニ類及び植食生魚類のアイゴ等の駆除を実施しています。

ウ 親子釣体験などの青年部活動促進事業を実施しています。

エ 魚食普及や浜清掃などの女性部活動促進事業を実施しています。

(4) 受託事業

葉山町から真名瀬漁港管理業務委託を受託しています。

(5) 漁場利用事業

葉山ダイビング事業連絡会に加盟するダイビング店舗のお客を指定するダイビングポイントへ組合所有船にて案内しています。ダイビング中は、安全確保・漁場荒らし等、常時監視を実施しています。

8 法人の組織図

組合の組織及び運営

